

会 議 録

名 称 令和4年度第3回 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
日 時 令和4年6月24日(金) 午後2時00分～午後4時25分
場 所 世田谷区役所 第1庁舎3階 総務部長室
出席委員 山田健太 斉木秀憲 高山梢 山辺直義 太田雅也 旦尾衛 朝倉宏美 藤原和子
吉田周平 中村重美 大重史朗 小島昭男
説明員等 D X推進担当部D X推進担当課長 齊藤真徳
総務部区政情報課長 末竹秀隆
事 務 局 総務部長 池田豊 総務部区政情報課長 末竹秀隆
D X推進担当部D X推進担当課長 齊藤真徳
D X推進担当課D X推進担当係長 服部英樹
区政情報課区政情報係長 小田純也 区政情報課区政情報係 立石雄太 西條真規

会議次第

(1) 報告事項

報告第345号

令和3年度 情報公開制度の実施について

報告第346号

令和3年度 個人情報保護制度の実施状況について

報告第347号

令和4年度 外部委託の繰り返しについて

報告第348号

東京電子自治体共同運営による電子申請サービスの拡充に伴う報告について

報告第349号

ビデオ会議サービスの利用に伴う外部の電子計算機との回線結合の実施における報告について

(2) 審議事項

・諮問第968号

令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について

1. 開 会

会長 それでは、先週に引き続きの審議会で大変お疲れさまでございます。なるべく効率的に進めたいと思いますが、今日は重要な審議事項ですので、少し時間がかかるかもしれませんが、よろしくお付き合いをお願いいたします。

では、定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第3回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の出席委員などにつきまして、事務局から事務連絡をお願いいたします。

区政情報課長 本日につきましては、土田委員、上田委員の2名から御欠席の御連絡をいただいておりますが、委員の過半数の出席がございますので、審議会条例に基づき、会が成立ということをお報告申し上げます。

また、審議資料につきましては、前回審議会でお配りさせていただきました報告第345号から第347号までに加えまして、メールで送信させていただいた資料といたしまして、諮問第968号、報告第348号及び報告第349号の資料となります。また、開催の直前にデータのみを送信となって誠に申し訳ございません。加えまして、本日資料の一部が不足していたということで、本日午前中にも資料として1点、追加で、死者の個人情報の取扱いということでメールで送付させていただきました。ばらばらのメールでの送付となり、また直前のメールでの送付で誠に申し訳ございませんが、本日も御審議のほど、何とぞよろしくをお願いいたします。

事務連絡は以上でございます。

会長 では、続きまして、事務局よりオンライン会議に当たっての注意事項などについて説明をお願いいたします。

区政情報課長 本日は、皆様、オンライン会議ということで御協力ありがとうございます。

オンライン会議中におきましては、会議の円滑な進行のために次の事項をお守りいただきたいと思っております。

最初に、発言なさる時以外は、不要な音を拾わないようにするために、皆様、マイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。なお、発言の際には、ミュートのほうを解除いただいて、会長からの指名がありましたら、お名前をおっしゃって御発言いただきたいと思っております。さらに、御発言の最後には、お話の最後だと分かるように「以上です」という旨をお付け加えいただけると助かります。よろしくをお願いいたします。発言なさる際、私がやっていますけれども、こういう形で画面のカメラに向けていただくとな

り手が大きく見えますので、画面に向けて手を挙げていただくということで御協力をお願いします。

最後ですけれども、諮問に対して、最後、会長から全体を皆様にお聴きというか、確認を取っていただくような場合がございますけれども、そういった場合にも、もし何かまだ御発言したいとか、確認したいという旨があれば、先ほどのこういった画面に、手を挙げていただければ、我々も確認するよういたしますので、そういったところで進行に御協力いただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。では、ルールどおりという形で、始めたいと思いますが、まずは傍聴の有無について、事務局、いかがでしょうか。

区政情報課長 本日の審議会につきましては、傍聴の希望はございません。

2. 議 事

会長 では、早速審議に入ります。

(1) 報告事項

報告第345号

報告第346号

報告第347号

会長 まず、報告第345号から第347号までの報告事項です。それでは、事務局である区政情報課から説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、報告第345号から第347号までの3件につきまして、順次御説明させていただきます。

まず、報告第345号ということで、右上に報告資料No.1と記載されておりますA3の横の資料のほうを御覧ください。こちらにつきましては、昨年度1年間の情報公開制度の実施状況でございます。

1ページ目、1、実施機関別行政情報開示請求件数でございます。開示請求の件数の合計は368件でございます。その処理状況でございますが、請求に対し、全部を開示したものが180件、一部を開示したものが134件、非開示としたものが29件となっております。その非開示の内訳ですが、全部を非開示としたものが5件、文書などが存在しないとした不

存在が20件、存否応答拒否等が4件です。この存否応答拒否と申しますのは、文書のあるなしを答えることで、非開示情報を開示してしまう場合についての文書のあるなし自体をお答えしないという非開示の決定のことを言います。決定期間の延長についてですが、通常開示決定は請求を受けてから15日以内と決められておりますが、対象となる文書量が多い場合や、開示、非開示の判断や作業に時間を要する場合などは開示決定期限を15日間延長することができます。それが30件でございます。さらに、文書が大量であったりした場合は30日を超えて延長できますが、そちらが8件ございました。

次に、2、不服申立ての状況につきましては2件ということで、現在審査中となっております。

1枚おめくりいただきまして、3、行政情報開示請求に対する可否決定の状況といたしまして、全部で368件のそれぞれの内容になってございます。この表の記載といたしましては、左から、受理番号、受理年月日、請求者区分、請求内容、その請求に対して当てた対象情報の件名、決定日、決定区分、非開示理由の該当条項などを記載してございます。なお、表の左から3列目の請求者区分につきましては、昨年12月10日の情報公開条例の改正によりまして、請求者区分を設けないことといたしました。この条例改正前につきましては、開示請求の様式に請求者の区分として、1、区内在住、2、区内に事務所を有する個人及び法人その他の団体、3、区内在勤、4、区内在学、5、その他の区分を設けて、その他の区分の方には理由の記載を求めてまいりました。これを改めまして、様式から請求者の区分を削除し、誰からの請求であっても請求理由を求めないように条例を改正しております。その結果、この資料の通し番号の56ページにありますけれども、そちらの受理番号の268番からは、請求者区分が空欄になっているところでございます。個々の内容につきましては、また後ほど御確認いただきたいと思いますと考えております。

恐れ入りますが、こちらの資料の最終の77ページのほうを御覧いただきたいと存じます。こちらは、情報公開制度の中の情報提供の部分の御報告となります。4、令和3年度区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナーの利用状況でございます。区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナーでは、区が発行する刊行物をはじめとする世田谷区に関する行政資料のほか、都や国などの資料の一部を御覧になれます。また、区の刊行物の一部については貸出、販売も行っており、その利用状況をまとめたものでございます。なお、区政情報センターは、区役所本庁舎等整備の関係で、昨年5月に世田谷区民会館の1階から第1庁舎1階に移転となって業務を行っているところでございます。

次に、5、令和3年度区政情報センター及び各総合支所区政情報コーナー蔵書数でございますが、蔵書の種別でまとめてございます。

以上が報告第345号となります。

続きまして、報告第346号ということで、右上の報告資料No.2を御覧ください。こちらにつきましては、昨年度1年間の個人情報保護制度の実施状況でございます。

1、業務の登録状況でございますが、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときはその業務を登録しなければならないとされており、昨年度4件新規追加がございまして、区全体の個人情報業務登録件数は昨年度末で259件でございます。

2、新規業務登録でございますが、昨年度の新規登録は、こちらに記載の4件でございます。

3、外部委託、目的外利用及び外部提供の状況については記載のとおりでございます。

4、個人情報等の開示等の請求状況でございますが、本人による自己情報の開示請求として142件ございました。その処理状況ですが、全部開示が20件、一部開示が98件、非開示が18件で、その内訳は記載のとおりです。また、決定期間の延長についても記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、裏面のページでございますが、5、不服申立ての状況ですが、件数が8件ありまして、現在審査中となっております。

おめくりいただきまして、こちらのほうが、個別の開示等の請求に対する可否決定の状況でございます。こちらも後ほど御覧いただきたいと存じます。

続きまして、報告第347号、報告資料のNo.3を御覧ください。こちらは、本年度の外部委託の繰り返しについてでございます。

平成5年の審議会答申第12号に基づきまして、審議会において審議し、異議なしと決定された外部委託のうち、こちらに記載しておりますとおり、委託の内容や委託する業務で取り扱う個人情報の項目、委託の条件、委託先の選定基準に変更なく、毎年繰り返し実施している外部委託に限って、報告事項として取り扱うこととされております。昨年度から引き続き、今年度も実施している外部委託が記載されております。こちらも後ほど御確認いただければと存じます。

以上、報告第345号から第347号までについての御説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

会長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして質問はありますでしょうか。

委員 ありがとうございます。2点あります。まず、345号の報告の1ページにある不服申立ての審査中が2件ありますが、この2件の管轄、実施機関というのはどこの管轄のものが2件あるのでしょうかというのが第1点です。

それから、順番が前後しますが、51ページの真ん中辺りにある第232号の令和3年11月4日、区内在住者が出された世田谷区立中学校における暴力（脅迫を含む）事件について教育委員会へ提出された報告書について、非開示なのはどうしてでしょうか。まずそれを教えてください。

区政情報係長 御質問ありがとうございます。2点御質問を頂戴しておりまして、いずれも報告第345号の案件でございますが、1点目が、不服申立ての状況、審査中2件の内訳という御質問だったというふうに捉えさせていただいております。

まず1点目は、ちょっと資料が多くて申し訳ないんですけども、報告第345号の38ページ目、下のほうにページ数がございまして、第181号がございまして。受理年月日、令和3年9月8日のものでございまして、請求内容が玉川総合支所に於ける・・・というようなものがございまして。見方としましては、受理しました後、請求内容は請求者が書かれた内容と。その後、実際に決定するタイミングで件名を正式に整えますので、その件名がございまして。それで決定をして、実際開示を行った日、郵送もございましてけれども、そういうような流れにはなっておりますけれども、不服申立て、1件目はこの第181号という案件が対象になっております。こちらの内容はかなり多くて、先ほどの38ページ目から39ページ目の上から2つ目の欄まで行くような内容になっておりますので、こちらが大量請求ではございましてけれども、不服申立て、審査請求を頂戴しているという案件でございまして。

次は、もう1点はどこかというところなんですけれども、今度は56ページ目の上段に受理番号第263号がございまして。これは請求内容が生活福祉課の世田谷区成年後見センターというような内容なんですけれども、こちらの関係の審査請求を頂戴しているところでは、いずれも実施機関は区長部局のものでございましてけれども、内訳としては、2点は以上でございまして。

もう1点は、先ほどの中学校の暴力事件でしたか、第232号、51ページです。こちらにつきましては、世田谷区立中学校における暴力事件の報告書ということで上がっている案件でございます。こちらは、文書はございましてけれども、実際の対象文書の中には、暴力事件に関する当事者の方ですとか、関係者の方ですとか、様々な方が密接不可分に相当な

情報が入っているというところでございます、非開示事由としましては、情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報ということで、全てを非開示というような決定になっております。51ページ目の第232号の受理番号のものを見ていただき、右のほうに移っていただきますと、決定区分は非開示と、非開示理由該当条項が第7条第2号の個人情報というような案件でございます。

2点の御質問の回答につきましては以上でございます。

委員 51ページの暴力事件のほうなんです、私も実は、世田谷区ではなくて、別の中央省庁とか、別の政令指定都市なんかには情報開示請求をしたことがあるんですが、個人情報は確かに黒塗りにしたりしていいと思うんですが、どういう暴力事件の概要だったのかとか、その結果どういう処置がなされたのかぐらいは一部開示にしてもよかったのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

区政情報係長 追加の御質問ありがとうございます。事務局小田が引き続きお答えさせていただければと思います。委員がおっしゃったとおり、文書の特性によって部分開示になるものも当然ながらございます。服務事故の報告ですとか、そういったものを別で請求を頂戴してまして、それは部分的に分けられますので、そういったものは部分開示しながら、原則開示という条例の基本概念がありますので、当然ながら、開示できるものは開示しているというものも同種のものでもあつたりします。ただ一方で、この第232号につきましては、もう内容がかなり凝縮しているといえますか、密接不可分で、個人のお子さんの話ですとか、そういったものもあるということから非開示になっているというところですが、ただ、懲戒処分の指針ですとか、そういったもので公表していくものも、人事課のほうで策定しているものもありますので、そういったものが当たった場合ですとか、そういったものをホームページで公表等々もありますけれども、本件につきましては、そういった内容ではない案件というような御理解をいただければと思います。

委員 請求した区内在住者がどういう人か知りませんが、例えばこの中学校においては、別に文書ではなくて、こういうことがあったということについては、保護者なり、その当事者等については、例えば民事的な対応とか、保護者会を開いてこういうことがありました、それで学校としてはこういう対応を取っていますというような報告みたいな、保護者会のようなことを開いて、必要な情報公開はなされているのでしょうか。別に区民一般に知らされなくても、その学校の関係者、保護者等には実際知らされているのでしょうか。

区政情報係長 御質問ありがとうございます。そのような詳細の情報は事務局にはないとこ

るではございますけれども、仮に保護者会等々で公表しているか、していないかというところもありますけれども、情報開示の趣旨がどなたが請求しても同じものが出ていくということになりますので、遠方の方が請求されても出ていくかどうかというような判断になります。特定小集団の主体を基準にするというわけではありませんので、そういった、例えば保護者会がもう公になってニュースになっているというようなことがあれば、公知の事実ということもありますので、一定程度、個人情報というものもありますが、公知情報ということで、その利益が高まって開示にぶれるということはありませんけれども、そういったレベルではないというふうには考えております。ですので、保護者会を開いたか否かという詳細のところはちょっと分かりかねますけれども、開示の判断としましては、そういったところでやっているところでございます。

委員 1点だけです。55ページの第258号で、市区町村立の副校長に対する管理職研修のテキストを見たいと言っている人がいて、それは不存在を理由に非開示にしているんですが、その管理職研修のテキストがないということはあるのでしょうか。不存在という理由がちょっと疑問に思ったのですが。

区政情報係長 ありがとうございます。私も全件を拝見させていただいており、記憶の限りにはなってくるんですけども、委員がおっしゃったように、55ページ目の受理番号第258号の研修テキストの話でございますが、管理職研修というのがたしか東京都で行っているというような状況だったと記憶してまして、東京都にも開示請求はされていらっしゃるんですけども、東京都以外に世田谷区でも何かしら作って研修をしているのではないかと、そういった疑いがあったという背景の中の請求というところでございます。そこで、実際の教育委員会のほうの所管に確認しましたところ、やはり区の教育委員会が主体となるような研修は実施しておりませんということで、細かく確認していただきましたので、作ってもいないということと、もらってもいないということから、区の教育委員会の中でのテキストというのではないということで、不存在決定になってございます。

委員 分かりました。学校の先生というのは都で採用されているので、都教委ではあったかもしれない。でも、それはちょっと区の範囲では分からないという理解でよろしいですね。

以上です。分かりました。ありがとうございました。

会長 事例のほうについては、私たちは審議会ですけれども、別途、審査会のほうで、諮問に基づいて答申がされているということだと思いますので、場合によってはその中身をま

た見ていただければ、より詳しいものが出てくるかもしれません。御確認ください。

ちなみにこの報告は、とりあえず、来年以降は詳細な、このいわゆる3に当たるんでしょうか、事例のものについては、作成をもうしなくなるという理解でよいですかね。

区政情報係長 ありがとうございます。改正法の趣旨からいきますと、公表は必ず決まっているというのはありますけれども、今の第345号は情報公開の関係ということで、今回の改正個人情報保護法とは関係がない部分がございます。ただ、第346号につきましては、改正個人情報保護法の適用を受ける部分があって、公表の義務が一部あるんですけれども、実際はこういった内容の公表義務は確かないというような規定になっているかと思いますが、今後どこまで、全く同じにするのか、精査して報告させていただくのか、今後の事務局の課題というふうには捉えてございます。

会長 了解しました。

では、ないようでしたら、報告第345号から第347号までの3件を了解したいと存じます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

報告第348号

報告第349号

会長 続きまして、報告第348号及び349号です。事務局の説明の後、所管から説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、事務局から御説明させていただきます。昨日メールにてお送りさせていただきました資料の報告第348号及び第349号のほうを御覧ください。東京電子自治体共同運営による電子申請サービスの拡充に伴う報告について及びビデオ会議サービスの利用に伴う外部の電子計算機との回線結合の実施における報告についてでございます。所管課はDX推進担当課でございます。

それでは、所管課より説明いたします。

DX推進担当課長 それではまず、報告第348号東京電子自治体共同運営による電子申請サービスの拡充に伴う報告について御報告いたします。

まず、報告の趣旨でございます。電子申請は、インターネットを利用して自宅等から申請や届出、申込みができるサービスであり、電子申請のシステムは東京都内の自治体が参加する東京電子自治体共同運営協議会による共同運営方式になっておりまして、その業務

を民間事業者に委託しております。電子申請サービスの拡充に伴うシステムの運用等に係る外部委託で取り扱う個人情報の項目の追加及び個人情報の電子計算機への記録項目の追加及び外部の電子計算機との回線結合につきましては、平成18年度の第1回審議会におきまして、包括的に審議をいただき、承認を得ており、以後は本審議会において報告事項として取り扱うこととなっております。今回は令和3年度、4月1日から3月31日までの間において、新たに電子申請の対象とした事業についての御報告となります。

なお、外部委託に係る個人情報を取り扱う場所、個人情報の授受の方法、電子計算機の利用の有無、委託先の個人情報の保護管理体制及び委託の条件、回線結合に係る相手方、方法及び相手方の個人情報の保護管理体制並びに電子計算機への記録に係る区の個人情報の保護体制につきましては、一番最後、16ページの別紙のとおり、従前と同じ体制となっております。

新たに電子申請を行った申請等の名称及び個人情報の項目等につきましては、1ページ下から15ページまでの表に記載の79件でございます。

御報告は以上でございます。

続きまして、報告第349号ビデオ会議サービスの利用に伴う外部の電子計算機との回線結合の実施における報告について御報告いたします。

まず、報告の趣旨でございますが、ビデオ会議サービスの利用に伴う外部の電子計算機との回線結合につきましては、令和2年度の第3回及び令和3年度の第6回審議会において、包括的に審議をいただき、承認を得て、以後は本審議会において報告事項として取り扱うこととなっております。今回は令和3年度において新たにビデオ会議サービスの利用に伴う回線結合を実施した案件についての御報告となります。

なお、回線結合に係る相手方、対象となる個人の範囲、回線結合する個人情報の項目、回線結合の方法及び相手方の個人情報の保護管理体制につきましては、本審議会で承認を得た25、26ページの別紙の内容のとおりでございます。回線結合を行ったビデオ会議等の名称及び個人情報の項目等につきましては、17ページから24ページまでに記載の67件でございます。

御報告は以上でございます。

会長 ありがとうございます。御質問はありますか。

ちなみに回線結合の相手方は、Zoom、Webex、Teamsの3つとありますけれども、基本的には、今年度の新規の諮問事項などではZoomが圧倒的に多いような気

もいたしますけれども、どのような形で振り分けがされているのでしょうか。

D X推進担当課長 Zoomが圧倒的に多いんですけども、WebexやTeamsも場合によって併用しております、特に今後は、庁内情報網のほうではTeamsを中心にやっていこうという、他のWebexやZoomも使っていくんですけども、Teamsを導入して中心にやっていこうというふうに考えておまして、今後はTeamsも増えてくるんじゃないかと思っています。あとはWebexも併用してやっていくことになるかと思います。

会長 そうすると、きっとこの会議ももうすぐTeamsに変わるということなんですね。そういうことじゃないんですか。

D X推進担当課長 もしかしたら、そういうこともあるかもしれないです。

会長 分かりました。ほかはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、ないようでしたら、報告第348号と第349号の2件は了解したいと存じます。ありがとうございました。

(2) 審議事項

諮問第968号

会長 続きまして、諮問第968号です。前回の審議会で副会長と事務局から小委員会の報告書の内容については御報告をしていただきました。本件について、引き続き、事務局より詳細を御報告いただきまして、質疑に入りたいと思います。では、事務局、よろしく願いいたします。

区政情報課長 引き続きよろしく願いいたします。本日の審議事項ということで、諮問第968号ということで、今、会長から御説明いただきましたように、前回6月17日に、その他報告ということで、令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しの検討状況ということで御報告させていただいて、皆様から、期間が大変短い中ですけども、御質問をいただくという形で取らせていただいて、まず、その質問の回答ということで取りまとめました。本日はまずそのこと、御質問に対する区側、事務局としての回答をさせていただいて、それでまだ不足の部分が一部見られましたので、改めてその部分を御審議いただいた上で、審議会の委員の皆様からの答申ということで、事務局としては前回の報告書、小委員会の報告書をベースに、たたき台という形でつくらせていただきますので、そちらにつきまして、資料を送ってから見ていただく時間が短か

ったと思いますので、丁寧に御確認いただいて、慎重な御審議をお願いしたい、このように考えております。

まず最初に、審議資料No.1 - 1の資料を御覧いただきたいと思います。そちらの1ページに質問及び回答ということで、全部で8件記載してございますので、そちらについて、また事務局、区政情報係長から説明させます。

区政情報係長 審議資料No.1 - 1、こちらを御説明させていただければと思います。こちらにつきましては、先ほど課長からも説明がありましたとおり、報告事項ではございますけれども、時間がなかったということで、昨日の2時ぐらいに送らせていただいたということもありますので、ちょっと時間の許す限りではありますけれども、丁寧に説明させていただきながら、御質問と御回答ということで説明をさせていただければと思います。

まずは、先週の金曜日から今週の月曜の正午までということで、かなり時間がない中での御協力ということをまずは感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

では、審議資料No.1 - 1のNo.1から説明をさせていただければと思います。御質問ですけれども、個人情報保護条例では、個人情報、特定個人情報という区別が確かにございます。今後はこの区別がなくなって、個人識別符号がマイナンバーに相当するのでしょうかというような御質問を頂戴しております。回答といたしましては、お見込みのとおりというところでございます。マイナンバーにつきましては、法におきまして個人識別符号の1つとして取り扱われておりますので、この改正後、施行後ということになりますと、この番号法が直接適用されますので、基本的には現在と同様の仕組み、保護される仕組みというふうになってまいります。

2点目でございます。ガイドラインの9 - 4に、地方公共団体の機関は、特に必要な場合に審議会への諮問が認められると記載がされております。世田谷区の考え方では、個別事案の事後報告などで審議会への諮問を今後も考えているところですが、ガイドラインの特に必要な場合と相違しているのではないのでしょうかというような2点目の御質問でございました。こちらを受けました回答でございます。区における個人情報保護制度が適切に運用されているかというようなことを実施事業後に審議会が確認するということを目的としようと考えておりますので、今までどおり、個別案件を事前に聴いていただくというような諮問と性質を異にしますということですので、このことから、個別案件、個別事案につきましては事前の諮問ということではありませんで、事後報告ということになりますので、改正法の第129条の考え方とは相違しないというふうに考えてございます。

続きまして、3点目でございます。ガイドライン5 - 3 - 1におきまして、個人情報の安全管理というのが、安全管理措置義務を施すというところがございます。またガイドラインの5 - 4 - 1で問題が生じた場合は委員会報告とございます。こういった部分、職員に厳正な運用を遵守してもらうために罰則はありますかと、地方公務員法の職務規定などによるものかどうかというような御質問でございました。こちらの回答でございます。こちらの改正法と現行条例ともに、以下3つ例示で書いておりますけれども、罰則の規定がございます。正当な理由がないのに個人情報ファイルを提供した場合ですとか、業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供、盗用した場合、職権濫用した場合というようなものがございます。基本的にはこういったものがございますが、少し限定的な罰則の規定でございます。なお、おっしゃったとおり、地方公務員法におきましても、守秘義務違反ですとか、差別違反ですとか、そういったものはございますけれども、そういった罰則の規定を適用していくこととなってまいります。

続きまして、ページをお移りいただきまして、2ページ目へお進みください。御質問4点目でございます。個人情報保護委員会、個人情報保護審査会は国が設置する組織であるということ、個人情報保護委員会は、全国の地方自治体全ての問題に対処する立場と考えてよいかという御質問でございました。こちらにつきましては、この委員会、審査会、いずれも国が設置する機関でございます。2点の説明でございますが、まず1点目の個人情報保護委員会につきましては、個人情報保護法全体を一元的に所管する機関ということになりますので、頻繁に出ます第166条がございますけれども、情報提供、助言があるという記載になります。2点目の情報公開・個人情報保護審査会につきましては、こちらも国の機関なんですけれども、情報公開等、この開示決定を行うような審査請求の調査審議を行う機関でございます。世田谷区におきましては、世田谷区の行政不服審査会がこの機能を担っているところでございます。先ほど会長もおっしゃっていただきましたとおり、開示請求の関係で不服申立て、審査請求を頂戴しました場合は、第三者機関、5名の専門委員を設けて審査をしていただいております。行政不服審査会において、適正な処分だったかということ客観的に判断していただいているというような構成でございます。

続きまして、御質問5点目でございます。基本方針の3に明記されている行政への区民参加、区民監視の制度として審議会制度は有効であるという考えには異論はございません。しかしながら、個人情報の取扱いは、安全措置を講じながら法の趣旨のように効率化

も必要ではないかというところ、法の求める審議会は個別事案ではなく、保護制度の運用や在り方についての審議になっています。基本方針3に記載されている審議会はどのような審議を想定しているのでしょうかというような、核心をついていただいているような御質問でございます。こちらの回答でございますけれども、御指摘のとおり、この改正法におきましては、求められる審議会の役割ということが、これまでのものとは異なるというところがございます。この点を踏まえまして、小委員会の中でも御議論を頂戴しましたけれども、世田谷区の3つの基本方針の3というところを策定させていただいております。令和5年4月1日以降の審議会につきましては、後ほど答申の中でもまた御覧いただければとは思いますが、区民の自己情報コントロール権を担保する方法の1つということの位置づけでございます。一定程度の案件を事業実施後に確認していただくような機会を設けたいと思っております。個人情報の取扱いですとか、区の事業所管の運用状況が適正であるかというような御審議をしていただくということで、監視、監査の目をいただければというふうには想定しているというのが5点目でございます。

続きまして、6点目の御質問でございます。小委員会報告書の7、定義、要配慮個人情報の地域の特性その他の事情というのは条例化しないということですが、命に関わることなので、小委員会の考え方、何らかの手当を明確にできないのでしょうか、救える命が守られていない気がします。個人情報の基本遵守を大事にできる見直しを期待しますというような御質問ございました。こちらにつきましては、条例要配慮個人情報の御説明をまず第1パラグラフでさせていただいております。規定した場合なんですけれども、個人情報ファイル簿に関する特則が適用されますので、漏えい等が発生した場合は、委員会報告が義務というふうになります。ただ、これ以外に他の個人情報との取扱いを異にするというものでは基本的にはございません。しかしながら、もっともなんですけれども、当然ながら要配慮個人情報ではない条例の要配慮個人情報というものを規定しないといったとしても、漫然と個人情報を管理するということは決して認められません。また、配慮すべきか否かということにかかわらず、区民の個人情報を適正に管理していくことは必要不可欠です。心身、生活に危険を及ぼすことにつながるような個人情報につきましては、こういったものの有無を問わず、適切な手当をする必要があると考えておりますので、詳細は検討してまいりたいというふうな回答をさせていただいております。

続きまして、7点目でございます。ページだと3ページ目へお移りください。御質問ですが、個人情報保護委員会と審議会の位置づけについてうまく理解できません。委員会か

らの助言があるとされていますが、具体的にどのようなようになるかをお伺いしたいですという御質問でございました。こちらに対する回答でございますが、現在、地方公共団体ではそれぞれの条例に基づき個人情報保護制度を運営しており、世田谷区も同様でございます。多くの地方公共団体におきましては、名称は異なる場合もありますけれども、審議会等を設けております。改正法によりまして、全国的な共通ルールが規定されるということで、今回のガイドライン等々をお送りしておりますけれども、そういったものの共通ルールがございまして、そちらを所管するのがこの個人情報保護委員会というような組織になってございます。この改正法が全国的な共通ルールとなるということがございますので、個人情報保護委員会が所管をしまして、これまで区の審議会で審議してきたような個別案件における個人情報の取扱いにつきましては、ルールというのが定められていますので、ルールに従いながら適正に進めていくということになりますので、審議会の個別諮問は不要ということで許容されないというような解釈といたしますか、考え方になってございます。

なお、先ほど2ページ目でも出ましたけれども、第166条がございまして、この個人情報保護委員会、国の機関ではございますが、情報の提供、技術的な助言を行うということで、そういったものを引き出しながら区も情報をもろうということでやってございます。もっとも地方公共団体において、改正法の範囲の中で第129条というのがございまして、専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であるときは、審議会等へ諮問することは可能だということが、非常に重要な条文というふうな位置づけで考えてございますが、そういった条文がございまして、今後、審議会としましては、上記のような場合の諮問に基づく審議ということがもしありましたら、そういったものも諮問させていただいて、区民参加、区民監視等々の報告もございまして、運用状況の確認はしていただきたいというふうに想定しております。

なお、ここに書いてございませぬけれども、特定個人情報保護評価ですとか、今までPIAと言われるような全項目評価、マイナンバーの関係で御審議を頂戴して、度々小委員会を開催させていただいておりますけれども、こういったものは、基本的には継続させていただき、PIAの御審議というものはぜひやっていただきたいというふうな位置づけでございます。

続きまして、8点目でございます。死者の個人情報に関する取扱いについて今後どのようなようになるか教えてくださいという御質問でございました。こちらにつきましては、事務局のほうで課題を整理させていただきまして、新たに個票を立ち上げました。こちらにつき

ましては、本日御議論をお願いいたしますというところで結ばせていただいているところ
でございます。

次に行きますとちょっと長くなるかなというのがありますので、まず審議資料No1 - 1の
1ページ目から3ページ目まで御確認いただいて、御質問があれば、また事務局でお受け
できればと思いますので、会長にバトンをまたお渡しできればと思います。よろしくお願
いいたします。

会長 ありがとうございます。1点だけ、私、会長から付け加えさせていただきます。2番
目とか5番目、あるいはその後の7番目もそうでしょうか、審議会の役割の部分でありま
すけれども、基本的には今回の改正個人情報保護法によりまして、現在の審議会のような
審議スタイル、全ての個人情報を扱う区の処理についてチェックをしていくということは
できなくなるわけですが、しなくてもいいと言われているわけです。一方で、御指
摘があったように、特別な場合についてはきちんとチェックしなさいよということは引き
続き言われているわけで、これからの今日の審議で、改めてその特別な場合ってどんな場
合なんだと、どんなときにはきちんと事前のチェックも含めて審議会が機能、役割を果た
す必要があるのかということについて御議論いただきたいと思いますので、そういうよう
な切り分けなんだというふうに御理解いただければと思っています。1点だけ私のほうか
ら追加でお話をさせていただきました。

では、皆さんのほうから特段これについてありますでしょうか。あるいはこの次に個別
の項目について議論をしていきますので、その中でまた触れていただければと思います
けれども、よろしいでしょうか。

では、こういたしましょうか。結果的には、答申内容について、個別で議論していくと
いうことになると思いますので、その中でまた皆さん、触れていただければと思いますの
で、一旦は、今の事務局の回答をお聴きして理解したという形にしておきたいと思いま
す。ありがとうございます。

では、最初に、新項目としまして、今回改めて個票をつくっていただきました死者情報
について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

区政情報係長 ありがとうございます。引き続きまして、事務局小田より説明をさせていた
だければと思います。資料の4ページ目です。審議資料No.1 - 2を御確認いただければと
思います。あとは、冒頭申し上げましたとおり、今日午前中に送らせていただきましたデ
ータを1つ、ワードだったんですけれども、死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基

準ということで別紙がございましたが、その別紙を付けておりませんでしたので、メールで送らせていただいております。見ていただいている方も多分いらっしゃるかなと思いますので、口頭でも少し丁寧に説明しながら対応させていただきたいというふうには思っております。

では、資料の4ページ目を御確認ください。検討項目でございますが、死者に関する個人情報の取扱いでございます。

関係規定は、現行条例と改正法ということで、小委員会ではこういった形で個票を立ち上げながら御議論していただきましたので、こういった個票をまた使わせていただいておりますが、現行条例と改正法の条文を挙げさせていただいております。

新条例への規定の可否でございますが、現行の個人情報保護条例も改正個人情報保護法も、個人情報というのは生存する個人に関する情報であって、死者の個人情報は含まれないというふうにされております。さらに、改正法では、新条例に個人情報の定義として、死者に関する個人情報を含める規定を設けることは許容できないということでNGが出ております。しかしながら、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合につきましては、当該生存個人に関する情報として改正法の保護対象となるという一方で、死者に関する情報の取扱いについて個人情報保護制度とは別の制度として条例を定めることは妨げられていないというようなところでございます。なかなか分かりづらい部分があるかと思うんですけれども、条例も改正法も、個人情報というのは生存する個人ということで、亡くなられた個人の個人情報は対象じゃないというところなんですけれども、亡くなられた方の情報が遺族の情報とも同視できるといったものにつきましては保護の対象になりますよというような考えがございます。

課題事項を設定させていただいております。死者に関する個人情報の取扱いですが、具体につきましては、現行条例におきます運用におきまして、過去に審議会の委員の皆様方から御意見を頂戴しまして、別紙のとおり、死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基準というものを定めて運用させていただいているところでございます。詳細は後ほど説明させていただきますけれども、この基準では、基本的に国がガイドライン等で示している死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもあるという場合に合致するのではないかというふうには考えられます。そこで、同基準が改正法の趣旨に逸脱しないかということを確認しまして、新たな規程を設けて保護すべきと検討することが求められるということで、2点の課題設定を挙げさせていただいております。

こちらの別紙ですけれども、今朝の午前中のメールで、もし印刷ですとか、データが見られるような環境がおありの方がいらっしゃいましたら、そちらを横に見ていただきながら聴いていただければと思います。こちらはA4の両面横書きのものになっております。死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基準というものでございまして、見られない方もいらっしゃるかと思いますので、口頭でも説明しようと思います。こちらは世田谷区の運用基準でございます。

方針でございますけれども、死者の個人情報のうち、請求者自身の個人情報でもであると認められるもの、社会通念上請求者自身の個人情報とみなすことができるほど請求者と密接な関係があるものに限定をしまして、個人情報保護条例に基づく開示請求の対象として認める取扱いとしているというものが大枠の基本方針となっております。

こちらが認められる類型としまして2つ設けてございます。1つ目が、請求者自身の個人情報でもであると認められる情報、まさに国が言うようなところでございます。具体的に言いますと、死者、亡くなられた方である被相続人から相続した財産等々、そういったものが挙げられております。こちらは開示請求をたまにいただくんですけれども、亡くなられた方、先代が世田谷区と結んだ契約が例えばありますと。ただ、もう亡くなられていて、実際その複写もないと。ただ、御遺族の方が実際に相続登記もされて、その方が今保有されているということで、登記簿謄本等でも確認ができるということになりますと、確かに亡くなられた方の個人情報ではありますけれども、現在も土地の相続をされていて、その方の個人情報、その方の土地ということもありますので、そういった場合は、死者の個人情報ということもありますが、御遺族の方、相続された方の個人情報ということも言えますので、そういった場合は同視できますので、開示請求を受け付けられるというところでございます。

また、これはほとんど開示請求はないんですけれども、近親者固有の慰謝料請求等々、相続以外の原因によりまして、請求者の方が取得した権利義務に関する情報ということで、例えば事故等で亡くなられた方につきまして作成された報告等の情報というのが挙げられるかというふうに思っております。

2点目につきましては、社会通念上、請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報というのが2点目でございます。こちら開示請求は実際にはほとんどないんですけれども、亡くなられた時点において未成年者であった御自身のお子さんに関する情報というようなところで、先ほどと重複してしまう部分もありますけれども、学

校事故等で亡くなられた場合の報告の情報ですとか、そういったものが類型としては、過去の審議会の皆様方から頂戴した基準ということで策定させていただいているところがございます。

このA4の裏面には、先ほど申し上げました2点の情報というところにおきまして、こういった資料を提出してくださいというものを具体的に列記させていただいて、区民の皆様方に御説明しているというような構成のものになっております。

こういった基準が現在ございますけれども、先ほどの審議資料No.1 - 2の4ページ目です。そちらへお戻りいただければと存じます。この中ごろのちょっと下、考え方(案)というところがございます。先ほどの課題事項の2点がございましたので、1点目からでございます。この個人情報保護制度とは別の制度としての条例制定は求めないけれども、現行条例の運用と同様に内部管理規程により適切な運用を行うべきであるというような考え方の案を現在書いてございます。

2点目でございます。現行条例におきます運用としての死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基準、先ほど申し上げました別紙のこの基準でございますが、国がガイドライン等で示している死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合ということで、同趣旨であるというふうに考えられます。ですが、今後、ちょっと条件つきにできればというふうに考えておりますけれども、国の個人情報保護委員会に照会して、こちらの国の考え方と一致しているかどうかということを確認することを条件にさせていただいて、死者に関する取扱い基準を内部管理規程ということで制定して、適切に運用していくことが相当であろうかというふうに書かせていただいております。

考え方(案)のところの下の方に参考として、ガイドライン、Q & A、事務対応ガイドということで挙げさせていただいておりますので、そちらも御確認いただければというふうに思っております。

例えば、1つ説明させていただきますと、ガイドラインのページ13というところを挙げさせていただいておりますので、かなり分厚い資料集の中ではございますけれども、インデックスの23番に、本年4月に更新がございましたガイドラインをつけてございます。こちらの13ページ目の下から2つ目のブロック、法ではというところがございますが、法では個人情報を生存する個人に関する情報に限っているところということで、先ほどの御説明のとおりです。個人情報の定義の統一は、令和3年改正法の目的でございます個人情報保護行政に係る全国ルールの一貫の根幹をなすということでございますので、これに反し

て死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないというところは、先ほどの新条例の規定の箇所の内容でございます。ただし、死者に関する個人情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合ということで、先ほど申し上げましたワードを書かせていただいておりますけれども、その場合は、当該生存する個人に関する情報として、法の保護対象となるというものがガイドラインの内容になってございます。

Q & A、事務対応ガイドはかなり分厚くございますけれども、ページ数を振らせていただいています。基本的には同じような内容が書いてございますが、見ていただければというふうには思っております。

長くなりましたけれども、審議資料No.1 - 2、個票の事務局からの説明は以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。では、死者に関する個人情報扱いについての御質問、御意見、併せてお受けいたします。若干これが違うのは、多くの場合、今回の議論はずっと個人情報を守るという方向性での議論ですけれども、この死者情報に関してはどちらかというとオープンにする、個人情報を公開してもらおうという立場の話をしていますので、ちょっとこんがらがっているかもしれませんが、個人情報保護法の中には、あるいは個人情報保護条例の中には自分の情報にアクセスするという、その性格を持っているものですから、ちょっといつもの議論とは違う方向のものが入っておりますけれども、御理解いただければと思います。

大丈夫ですか。課題は挙げていただいたとおりだと思いますので、専ら今日、議論をして、方向性を決めようとしている答申案に、ここの考え方（案）という部分を盛り込むことでよいかどうかという具体的な御相談ということになります。

一義的には、今御提案いただいたように、現行の死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基準では、いわゆる内規をそのまま今後も適用していくという方向性をまず1つは、この場で皆さんにお諮りし、御了解いただくという点と、それから、情報公開という性格づけから、いわゆる自分の情報でありますけれども、自分の情報へのアクセスだという性格づけからすると、場合によっては別の規定というわけじゃありませんが、例えば情報公開条例の中にうまく組み込むような方策というのがもしあるならば、新たに考えてみるということもあるのかもしれませんが、それは将来的な課題ということかもしれません。

結果的に、現在の死者に関する個人情報の住民、区民のアクセスが実態として低下しなければ、あるいはより向上すればいいわけでしょうけれども、今回の考え方でそれで大丈

夫かどうかという御確認をしていただければと思います。大丈夫ですか。

では、思いつかれたらまた後で言っていただくとして、一旦この場では、この新しい課題、個人情報については、これを答申案に盛り込んでいくということで御理解、御了解いただいたという形で前に進めたいと思います。よろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

では、どうしましょう、このまま続きでいきましょうか。事務局のほう、説明をお願いいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。引き続きまして、今の通し番号でいうところの5ページです。審議資料No.1-3でございます。たたき台ということで書かせていただいています。令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方についてということで、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会、こういって、委員の皆様からの答申のたたき台ということで、前回の小委員会報告書をベースに、事務局として取りまとめている途中のものでございますので、ぜひ委員の皆様方の御意見等をきちんと反映できるような形で進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いします。本日、資料の送付が本当に直前でございましたので、こちらは、もし皆様、大変恐縮ですけれども、1つ1つ項目に分けて確認して、御意見等を頂戴しながら進めていただけたらありがたいなと考えているところでございます。

まず、こちらの資料のつくりから申し上げますと、次の6ページ、1枚おめくりいただきまして、はじめにということで、会長のお名前での部分を書かせていただいておりますけれども、ここで1点事務局で、改めて読み返していて、ちょっと足りなかったかなと思う点がありましたので、ここは1点御相談でございます。はじめにこの第1ブロックで「令和3年5月19日」と、その次の第2ブロックは「この法改正」ということで、その3ブロック目です。3ブロック目の末尾が「小委員会での検討を重ね、令和4年5月31日に小委員会報告書を取りまとめたところ」ということで、小委員会報告書でこの資料上の記載が終わってしまっている印象で、申し訳ありません。ということで、その小委員会の部分については、「小委員会報告書を取りまとめました」という形で書かせていただくのがいいのかなというふうに、事務局で改めて読み返して思ったところでございます。

「その小委員会報告書に基づき、改めて審議会において議論し、今般答申として取りまとめたところ」と、こういった文言を、できましたら補記させていただきたく存じます。もちろんまた会長には、こちらのはじめにの部分については、会長の思いとか、審議会の

委員の皆様の御意見等を踏まえて、取りまとめていただいて、修正いただきたいと思うんですけれども、その部分が私どもとして少し足りなかったなと考えておりますので、補足できればと考えております。

次の通しページの7ページのほうに移っていただきたいと思います。目次でございます。目次は、前回の小委員会の報告書の構成から、少しだけ変えております。というのは、1番目の世田谷区の3つの基本方針、そこは変更してございませんけれども、2番目の、前は開示、訂正、利用停止（手数料）や、（手続）と書いていたのを、なるべく1つのくりにしたほうが分かりやすいかなということがありました。このように個人情報等の開示、訂正、利用停止というくりにさせていただいて、（1）で手数料、（2）で処理期間、（3）で不開示範囲の調整、（4）請求権者（任意代理人の取扱い）、（5）として、ただいまお話をさせていただいた死者に関する個人情報の取扱い、このように項目立てしております。続いて、3番の行政機関等匿名加工情報の提供、ここから7番の区議会の取扱い、ここまでは項目立てしか書いていません。続いて、参考1ということで、当初の諮問した文面を一式としてつけていたほうが、答申文案として一連で分かるということで、2月10日付の諮問文をつけております。続いて、参考2ということで、今回は審議会の委員の皆様からの答申でございますので、委員の皆様の名簿をつけてございます。参考3ということで、小委員会で御議論いただきましたので、審議の経過ということで、そちらを記載させていただいているという形での目次の立てつけになってございます。

1ページおめくりいただいて、通し番号でいうところの8ページに移らせていただきます。ここから、もしよろしければ、1つ1つ読ませていただきたいと思っておりますけれども、こちらの1番の世田谷区の3つの基本方針は、前回から文面を変えておりませんので、もしよろしければ、こちらの1の部分一旦省略させていただき、通しページの8ページの項目2番のところから読ませていただいて、1つ1つ区切りながら、ぜひ会長に皆様から御意見等を集約いただいて、よりよいものに仕上げさせていただけるように、進めていただきたいと思っておりますので、恐縮でございますけれども、直前の資料でしたので、読ませていただきます。

それでは、8ページの2、保有個人情報等の開示、訂正、利用停止、（1）手数料。

「世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）では、第46条第1項で開示等請求に係る費用（手数料）を無料とすることを定め、第2項で作成及び送付に要する費用の実費負担、第3項で第2項の定める実費負担を区長が別に定める旨規定している。これを

受け、実費負担については、『世田谷区情報公開条例、世田谷区個人情報保護条例及び世田谷区行政不服審査会、行政不服審査における費用負担に関する条例及び世田谷区公文書管理条例に基づく文書等の作成に要する費用の告示』で詳細を定め、現在運用されている。

一方、改正個人情報保護法（以下「改正法」という。）では、第89条第1項で、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納める旨規定し、第2項で、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない旨規定している。

審議会としては、『世田谷区の3つの基本方針』の1点目のとおり、条例の規定と同様に保護施策を『維持』し、手数料を『無料』とすることが相当である」というふうにさせていただいております。会長、お願いいたします。

会長 では、一番最初の手数料について、質質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

ここは現在の区民の権利といいたしめようか、手数料無料ということを明記しているということでもあります。大丈夫ですか。

では、あまり意見がないところは、少し短いかもしれませんが、飛ばしていった、改めてまた何かありましたら、元に戻って議論させていただければと思います。

では、続きまして、処理期間をお願いいたします。

区政情報課長 承知いたしました。ありがとうございます。それでは、(2)処理期間でございます。

「条例では、『開示決定』の期限を原則15日以内、『訂正決定』の期限を原則20日以内及び『利用中止決定』の期限を原則20日以内と定めている。

一方、改正法では、『開示決定』の期限を原則30日以内、『訂正決定』の期限を原則30日以内、『利用停止決定』の期限を原則30日以内と定めている。また、改正法第108条では、開示等請求の手續等について、条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない旨規定している。

審議会としては、原則として、条例と同様の運用とすることに賛同する。しかしながら、『訂正決定』及び『利用停止決定』については、『世田谷区の3つの基本方針』の1点目のとおり、保護施策を『発展』させるため、『訂正決定』及び『利用停止決定』の期限を『開示決定』の期限と同様に、原則15日以内に短縮させることを勧奨する」、以上で

す。

会長 この部分は、現行よりも区民にとってはよくするという条件向上の部分ですけれども、いかがでしょうか。

行政文書なので、私もよく分かりませんが、副会長、これは最後は「勧奨する」という言い方がいいんですか。どうなんでしょう。

副会長 どうなんですかね。この「勧奨する」という言葉は、私もちょっと悩んでいたんですけども、区のほうではこれはどこかで使っていた言葉をここへ持ってきていますか。

区政情報課長 別の附属機関での答申の中に、必須という形でのすべきというよりは、促すというふうな意味合いとして使っている事例がございましたので、そのような形で、仮で書かせていただきました。ぜひ御意見等を踏まえて修正いただければと考えております。

会長 何が正解かはないかもしれませんが、これぞというお言葉がありましたら、今日でも、明日でもお伝えいただければと思います。選択肢を見て考えたいと思います。どうしてもというのと、希望するというのと、できればという3段階ぐらいあるんですか、それによって言葉を使い分けるのかもしれませんが、全体の状況を見た上で、強弱をもし付けたほうがよければ、項目ごとに言葉を使い分けて考えてみたいと思いますし、そうじゃなくて、全部同じ言葉でいいのであれば、言葉を統一していきたいと思います。

委員 一般の住民が考えていることだと、公文書などでは特に、原則としてといった場合は、大体これは絶対というようなニュアンスが強いんですよね、公文書の場合は特に。だから、原則として勧奨するというのは、公文書としてはちょっと矛盾を起こしているのかなということも、私はちょっと感じるんですね。こういう公文書によく接するようになって感じたんですが、普通の一般区民の感覚からすると、原則だから場合によっては例外があってもいいんだとよく私は考えていたんですが、公的な機関で原則といったら絶対という意味にするのかなという気もするんです。だから、勧奨するまで入れなくても、それ以前で止めてもいいのかなと、それはちょっと矛盾しているのかなという気もしています。

以上です。あまり長くならないようにしたいと思います。

会長 ありがとうございます。この部分は、原則にすることを勧奨するという意味ではなくて、いわゆる開示決定等々については、15日以内がルールなんですけれども、ただ、場合によっては大量請求等々のことがあった場合など、15日を超えてもいいという規定があります。文面として原則15日以内というのがあるものですから、それはそのまま使わざるを得ないという状況にあります。いずれにせよ、それを現在は30日以内となっているのを15

日にするというのがここでの文案です。ただし、御指摘のように、言葉として、語呂として分かりづらいということがあるかもしれませんので、考えてみたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。中身は大丈夫ですか。

では、これは条件がよくなるということで、この線で行きたいと思います。

では、引き続きまして、不開示範囲の調整についてお願いいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。それでは、(3)不開示範囲の調整でございます。

「条例では、第21条で原則開示を定め、同条各号に規定する非開示事由に該当する場合は、例外的に非開示としている。

一方、改正法では、第78条第1項で原則開示を定め、同条各号に規定する不開示事由に該当する場合は、例外的に不開示としている。そして、同条第2項で調整規定(改正法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外することが可能であること。また、情報公開法が定める不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例で開示しないこととされるもののうち、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることが可能であること。)をおいている。

審議会としては、情報公開条例の非開示情報と改正法の不開示情報において、表現上の相違点は見受けられるものの、実質的な観点で相違するものは見受けられないことから、新たな条例での調整規定は不要である」、以上でございます。

会長 ぱっと聴いても意味が分からないような状況だと思いますけれども、基本的には、今回の法律によって、もしかしたら、情報公開条例でアクセスできていたものが駄目になってしまう可能性があるが、大丈夫ですかということです。それについて議論をした結果、大丈夫であろうということをここでは言っている。ただし、やっぱりあるうでするので、実際本当に運用が始まった後、訴訟等々が起きて、問題が起きる可能性はもちろんゼロではありませんけれども、今日現在においては、事務局のほうで、個人情報保護委員会等々への問合せなどの結果、齟齬はないという判断をさせていただいているということでありませう。大丈夫でしょうか。ここは言葉の定義の調整ということです。

では、一旦これもこの段階ではよしとしましょう。次の請求権者のほうに移っていただけますでしょうか。お願いします。

区政情報課長 承知しました。(4)請求権者(任意代理人の取扱い)です。

「条例では、本人以外の開示等請求について、未成年者又は成年被後見人の法定代理人のみが本人に代わって開示等請求をすることができる旨を規定しており、『任意代理人』の請求を認めていない。一方、改正法では、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示等請求をすることができる旨を規定し、『任意代理人』の請求を可能としている。審議会としては、改正法における開示等請求権者である『任意代理人』による請求にあたっては、『任意代理人』の本人確認はもとより、請求者本人の意思確認を適正・厳重に行ったうえで、国から示されたなりすまし防止策等を積極的に講じる等、引き続き、個人情報保護に努めるべきであると考え、以上です。

会長 これについては、ここにありますとおり、今回の法律によって任意代理人が個人情報の請求ができるという、範囲が広がったことについて、広がっている面もちろんあるわけですが、一方では、それによって問題が生じる可能性がないかということについての審議ということでありまして、専ら特に弁護士委員の皆様方に、実情も含めて御検討いただいた結果、大丈夫であろうというのが今日現在の仮結論ということであります。皆さん、いかがでしょうか。

これも実際に運用が始まって、運用の中でうまく工夫していただく、あるいは運用で工夫ができる範囲を超えた場合には、また改めて施策を講じる必要があるのかもしれませんが、現状では大丈夫だろうということであります。いずれにせよ、法で決まりましたので、任意代理人、広げることは間違いないわけですので、広がった中でどういう工夫が必要かということでもあります。よろしいですか。

では、先ほど個票で議論いたしました死者の部分についてお願いいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。それでは、通しページで10ページの(5)死者に関する個人情報の取扱いということで、今、会長がおっしゃっていただいたように、先ほど御議論いただいた部分を、一連の形で文章にまとめてみましたので、読み上げさせていただきます。

「条例も改正法も『個人情報』は、生存する個人に関する情報であり、死者の個人情報は含まれない。さらに、改正法では、新条例に個人情報の定義として死者に関する情報を含める規定を設けることは許容されていない。ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存個人に関する情報として改正法の保護対象となるとする一方で、死者に関する情報の取扱いについて個人情報保護制度と

は別の制度として条例を定めることは妨げられていない。

審議会としては、個人情報保護制度とは別の制度としての条例制定は求めないが、条例の運用と同様に内部管理規程により適切な運用を行うべきであるとする。

また、条例における運用としての『死者の個人情報に関する開示請求の取扱い基準』は、国がガイドライン等で示している死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合と同じ主旨と考えられる。今後、個人情報保護委員会に照会し確認することを条件に、死者に関する取扱い基準を内部管理規程として制定することが相当である」、以上です。

会長 先ほどの議論をまとめていただいたということですが、あえて「個人情報保護委員会に照会し確認することを条件に」という一言は要らないのかもしれませんが、いずれにせよ全部そうしなきゃいけないことは間違いないので、ここだけわざわざ入れなくてもいいかもしれません。

区政情報課長 承知いたしました。今、会長がおっしゃったように、その部分は削除することにさせていただきます。ありがとうございます。

会長 何かお気づきの点がありますか。大丈夫ですか。

では、いよいよといいましょうか、3番以降が今日の中心的な審議事項ですので、少し時間をかけて3、4、5とやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。それでは、通しページで11ページ、項番3でございます。行政機関等匿名加工情報の提供です。

「条例では、匿名加工情報に関する規定は存在しない。一方、改正法では、第109条以下で行政機関等匿名加工情報に関する規定が定められたものの、改正法附則第7条により、当分の間は、都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとなり、それ以外の地方自治体の当該情報の提供に係る制度の導入は、任意事項となった。審議会としては、『世田谷区の3つの基本方針』の2点目のとおり、区民が情報主体であるという点を十分意識して、極めて慎重に検討していく必要があると考えるため、令和5年4月1日の導入は見送ることとすることが相当である」、以上でございます。

会長 いかがでしょうか。今回の個人情報保護法の改正に伴う大きな論点ですけれども、国あるいは地方自治体が収集した個人情報については、匿名加工情報にすることによって、個人情報という枠から外れて、一定程度利活用が可能になるということもあって、そういうような制度を導入しなさいということになっているんですけれども、今回この段階では

慎重にしましょうということを行っている中身です。

では、私からの提案ですけれども、この最後の部分ですが、「令和5年4月1日の導入は見送ることとする」という「見送ることとする」というところですが、「見送ることとし、今後、この制度を導入する場合には、事前に審議会に諮問すること」とか、「審議会での議論を求めること」とか、そういうようなことにしたほうが、まさに先ほど出た審議会の今後の役割の1つとしてもいいのではないかと思います。皆様方、いかがでしょうか。

副会長、それでいかがでしょう。

副会長 会長のおっしゃるとおり、このところは具体的に何があるのか、ほかの様子等も見ないと、なかなか出てこないところだと思いますし、その上でどこかで検討することは必要になってくるんだと思います。そうすると、やっぱり当審議会ということになるかと思しますので、会長のおっしゃるとおり、やっぱり最後はここに、一旦はこちらで審議させていただくというのが必要になってくるかなと思います。

会長 恐らくそれは法によって認められていない審議会の活動ではなく、認められている範囲だと思いますので、少しそこは工夫させていただきたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

では、そこを入れるということにさせていただきたいと思います。いずれにしても、匿名加工情報については、当面世田谷区は踏み出さないということでここでは確認させていただきます。審議会がそう思っているだけですので、あとは区の問題ですので、何とも言えませんが。

では、次のこれまた大きな問題です。要配慮個人情報についてお願いいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。4、定義（条例要配慮個人情報）です。

「条例では、条例要配慮個人情報の定義規定はないものの、第7条で『収集禁止事項』を定め、原則として当該事項の収集を禁止し、例外的に審議会の意見を聴いて必要があると認める場合等に収集することを可能としている。一方、改正法では、第2条第3項で『要配慮個人情報』（人種、信条、社会的身分等）を定めている。また、第60条第5項で『地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報』（いわゆる「条例要配慮個人情報」）を定め、『要配慮個人情報』に該当しない『条例要配慮個人情報』を条例で定めることができる旨を規定してい

る。

審議会としては、DV等の情報は、個人に対し心身・生活の危険が生じていることに伴い保有する情報であって、区においては、過去に漏洩事故により当該区民に損害を生じさせてしまった事例もあることから、その取扱いにおいて特に配慮を要すると考えるのが妥当であると思料する。

しかしながら、条例要配慮個人情報の規定するにあたっては、改正法の規定のとおり、『地域特性その他の事情に応じ』特に配慮を要するものであることが条件となるが、区において過去に漏洩事故を起こし区民に損害を生じさせたという事例を踏まえ、DV等の情報のような個人の心身・生活に危険が生じたことに伴い保有する情報を『その他の事情に応じ』特に配慮を要するものとすることは現時点において相当とはいえないため、今回、条例要配慮個人情報の制定を見送ることが相当である」、次ページでございます。

「もっとも、LGBTやDV等の情報については、機微な情報に相違ないため、内部管理等により、何らかの手当をすべきである」、以上でございます。

会長 ありがとうございます。ポイントは2つあって、1つは、これまで条例では一定の人物、信条等の情報は収集禁止というふうに非常に厳しい禁止規定を置いていたんですけども、それが法律上なくなる、そういう禁止規定は作らないということになったものだから、作らないまでも、きちんとした管理をどういうふうにしていけばいいかという問題が1つ。それからもう1つは、法に定義されているような要配慮個人情報以外に、地域独特の何か特別に守らなきゃいけない、そういうセンシティブ情報があるのであれば、それは条例で定めてもいいですよということが決まっていますので、そういうものが世田谷区として存在するかどうかという、その2つについて議論をしてきたということがあります。それらからすると、特段すぐに世田谷区独自の規定を設ける必要はないけれども、何か行政内部の事務や運用等々で注意をするようにしましょうねというような内容です。本当は「もっとも」以降の内部管理等というところをもっと詳しく書かなきゃいけないのかもしれませんが、現状ではこうなっているということです。

委員 やはり今、会長がおっしゃったように、最後の部分の「何らかの手当をすべきである」というのはちょっと表現が弱いかなという印象があるので、もうちょっと早急に何か考えるべき方向性を決めるような表現はないか、皆さんと考えたほうがいいんじゃないかなと思います。

会長 ありがとうございます。なかなか難しいのは、今回条例改正の話なので、行政内部の

運用についてどこまで言うのかという問題もあるんですけども、もう少し何か入れたほうがいいかもしれませんね。考えて、皆様方に御提示してみたいと思います。

あと区政情報課のほうですけども、今は、そういう思想、信条のセンシティブ情報に限らずに、もし個人情報の漏えいがあった場合はすぐに本人に通知という規定はありますけれども、それ以外に何かやることって決まっていたっけ。

区政情報係長 今御質問いただいたお話、漏えいがあった場合ということで、あつてはならないことですが、度々そういった場合があるんですけども、おっしゃったとおり、御本人に通知等々をしながら、実際の状況をお伝えしていくというようなことになってまいります。よくありますのが、封入封緘の誤送付ですとか、そういったもので、要配慮個人情報というようなものまではないんですけども、基本的には個人情報の漏えいがあった場合は、御本人にお伝えしながら、通知しながら、場合によってはお会いして謝罪をして、適正に対応していくということになってまいりますので、それ以上の何かというのはなかなかないんです。影響力に応じて議会に報告したりというのはありますけれども、一般的にはそういった対応を区では行っているというところでございます。

会長 そうであるならば、もちろん今後も、情報漏えいの場合の本人通知は引き続きされるというふうに思いますが、プラス例えば要配慮個人情報該当の情報が漏えいされた場合には、直ちに審議会に報告をし、審議を求めるとか、何かそういうような形で、これまでの厳しい規律というものを少しそれに近い形で担保していくということはあるのかもしれませんが、いかがでしょうか。あるいは事務局のほうでそういうような規定が入ると何か問題がありますでしょうか。

区政情報係長 ありがとうございます。条文に入れるかどうかはちょっと確認を要するかなというところではありますけれども、次の5番のところでは一定程度、条例要配慮個人情報に関するものの報告ということは考えてはございますので、あつてはならないんですけども、漏えいですとか、そういったものは実際に御報告ということは実務上、十分あり得るかなというふうには思っております。それを条文に入れるかどうかは要検討かなというところで思っております。

会長 ありがとうございます。今、事務局から、次の5番の項目の「さらに」という部分に審議会に御報告が決まっていますという言及があったんですが、もちろんこれはしていただくとしまして、そういう要配慮個人情報漏えいするというのは割合珍しい事例といいたましようか、本当にあつてはいけない事例なわけですけども、万が一あった場合にはこ

これは審議事項なのかなと、そういうふうに決めておいたほうが、より特別に要配慮情報というのは厳格に守る対象なんだよということが分かっていいかなというふうに思ったということです。条例化するの難しいのかな、ちょっとそれは考えてみる必要があると思いますが。

私のほうから申し上げましたが、ほかの方はいかがでしょうか。大丈夫ですか。

では、委員からありましたみたいに、何らかの手当というのは、何かもう少し入れるか早急に考えて、皆様に御提示したいと思います。最後にスケジュール感は申しますけれども、あまり時間がないので、まさに今日、明日とか、この1週間ぐらいの話になりますけれども、なるべく早く考えて、皆さん方に御提示したいと思います。いずれにせよ、条例改正とは別の部分ですので、それに関しては、この審議会の中で、内部的にはこういう施策を取ってほしいとか、そういう要望は、議論はできると思いますので、またそこでも議論させていただければと思っています。では、一旦この4番も現在の形で進めていきたいと思っています。

5番をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、12ページ、5、個人情報業務登録簿等の作成・公表でございます。

「条例では、第9条第1項で『業務の登録』、第5項で『個人情報登録簿の公表』に関する事項を規定している。また、条例施行規則第3条第2項で『個人情報業務登録票』及び『個人情報ファイル票』、第5条で『外部委託記録票』、第6条で『目的外利用記録票』、第7条で『外部提供記録票』の作成義務を規定している。

一方、改正法では、第75条第1項の規定により、『個人情報ファイル簿』の作成・公表義務を定めている。また、同条第5項の規定により、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成・公表することを妨げるものではない旨規定している。さらに、政令で定める個人情報ファイル簿の作成義務の対象外となる一定数の基準（1,000人未満）は、法の趣旨に反しない限り、政令で定める数未満の個人情報ファイルを作成・公表しても問題ないとしている。

これらの内容を踏まえ、審議会としては、改正法のとおり、世田谷区がこれまで作成してきた個人情報ファイル票を発展させ、個人情報ファイル簿を作成・公表することが望ましいと考える。なお、個人情報業務登録票、外部委託記録票、目的外利用記録票及び外部提供記録票については廃止することが相当であるが、今後も、これらに該当する業務にお

いて個人情報適切に管理されるよう、内部管理として庁内のチェック体制を構築すべきである。具体的なイメージとしては、現在の審議会の諮問事項の『審議のポイント』を基本とし、改正法の趣旨と照らし合わせて詳細な基準を設定することを考えていただきたい。

また、『世田谷区の3つの基本方針』の3点目のとおり、審議会機能を充実させるため、その基準の策定の際には、適切な基準となるよう審議会からの意見も十分取り入れていただきたい。

さらに、外部委託、外部提供、目的外利用等を行った一定（要配慮個人情報にかかる事業）の案件については、審議会へ事後報告とし、審議会が必要と認めた場合には、事業該当所管課から説明を聴くこととしたい。加えて、区民の自己情報コントロール権を担保すべく、審議会へ報告した案件一覧を区のホームページで公表することを求める」、次のページに行きます。13ページでございます。

「最後に、『1,000人未満』の個人情報ファイル簿の作成・公表について、情報主体である区民の自己情報コントロール権を担保し、かつ、区民の個人情報は重要であり取扱い件数による差異を設けることは適切ではないと考えるため、人数による区分を設けることなく、国が対象外とする『1,000人未満』も対象とした個人情報ファイル簿を作成・公表することが望ましい」、以上でございます。

会長 ありがとうございます。透明性の確保という観点の項目ですけれども、いかがでしょうか。ここは1,000人未満ファイル簿の作成を義務づけるということを行っているわけですので、プラスの部分でありますけれども。

委員 ちょっと言葉尻を捉えるようで申し訳ないのですが、いろんな解釈もできるので、自己情報コントロール権というのは、誰が何をコントロールできるのか。場合によっては虚偽の情報も盛り込まれかねないので、コントロールというのはどういう意味を指すのか、誰が見ても分かるようにしておかないと、いかようにも解釈できるのではないかなと。これは元になる何か文書があるのかもしれませんが、私としてはちょっと分からない部分があるので、教えてほしいところもあるんですが、その点いかがでしょうか。

会長 どうしましょう。事務局のほうにお答えいただくのがいいんでしょうか。基本的に自己情報コントロール権という言葉自体は判例上でも使われていて、一定の定着した定義があるというふうに理解はしていますけれども、より分かりやすくするために、丸括弧、あるいは少し前に形容詞をつけたほうがいいのかもありませんね。事務局のほうで今すぐ出

てくるアイデアがもしあれば、お話しください。

区政情報係長 今、会長におっしゃっていただいたとおりの内容ではありますが、ちょっと補足させていただきますと、プライバシー権は消極的プライバシーと積極的プライバシーがあるということで、消極的プライバシーにつきましては、みだりに私生活に入らないでくださいというようなことであったかと思えます。一方で、自己情報をコントロールする権利ということがありまして、それを積極的プライバシーというふうに呼んでおります。

基本的には解釈上、コントロールということで、なかなか抽象的なので分かりづらいのかなというところではあるんですけども、一般的に言われますのが、開示請求等々をされて、そこから御自身の情報を見ていただいた中で、間違っているので訂正をしてくださいということで訂正請求をしていく。場合によっては、個人情報の外部提供等をしている中で違反等があれば利用を停止させようということで、御自身の情報をコントロールさせながら、自分で守っていくというような考え方が一般的に呼ばれております。ですので、自己情報のコントロール権ということで日々使わせていただいているんですけども、一般的でないということであれば、ちょっと補足しながら、より分かりやすいような表現に、今は浮かばないんですけども、そういったところで追記したほうがいいのかというふうには感じております。

委員 ありがとうございます。一般的に使われているという言葉でもありますが、それはちょっと出してもらっては困るとか、事実に基づくことならいいんですけども、いろんな人々がいらっしゃいますから、場合によっては虚偽の事柄も入ってきかねない。このコントロールというのがちょっと気になるので、会長がおっしゃったようにその前に何か、今事務局の方がおっしゃったように、明らかに事実と異なるということであれば、自分で直せるということですよ。それが分かるような表現を、自分の都合のいいようにコントロールするという、それもできるんだよというふうに解釈されてしまうと困るなという懸念が出たので、申し上げた次第です。

会長 分かりました。では、これについては私のほうでも具体的な修正案をお示ししたいと思います。

副会長 会長のほうへ少しまた協議させていただくとして、今のところなんですけれども、自己情報コントロール権というのが強い話だとするならば、例えば基本方針の2のところの、ちょっと違うかもしれませんが、区民が情報主体であることからということだけでもむしろいいんですか。あまりコントロール権という言葉の解釈が変わってしまうという話

であるとするならば、それとはまたちょっと違う。

会長 極論すれば、「加えて」の部分については、ホームページで公表する、要は透明性を高めるということが大きなポイントですので、いわゆる自己情報コントロール権を担保するというのは、その理由づけみたいなところですから、理由づけがなくてもいいかもしれません。後で御相談させていただければと思います。

副会長 分かりました。

会長 あとここの部分については、まさに今の「さらに」の部分ですけれども、先ほど4の部分で私のほうで発言させていただいたように、報告なのか、審議事項なのか。あともう1つは、特に目的外利用が今回、事前審議の対象から外れたりするわけですので、これに対する担保として、例えば現在のファイル簿だと、目的外利用した場合、あるいは実施機関以外の外部に提供した場合というのは、提供先はファイル簿に載る予定でしょうか。それはどうなんでしょう。要するに提供先が分かれば、区民のほうも、ここに提供されているのかということが分かって安心感にもつながりますし、それ自体が透明性の確保になると思いますけれども、例えば個人情報ファイル簿の記載事項として、目的外の提供先を記載するなんてことは規定できますか、あるいはそうなっていますか、いかがでしょう。

区政情報係長 ありがとうございます。現状ですと、12ページの5番の2行目の終わりから様々な票がございまして、こちらにつきましては、会長におっしゃっていただいた目的外利用であれば、どこに目的外利用しますというようなことで、利用先を書いております。今回の「一方」というところの段落の中で、個人情報ファイル簿の作成義務ということで、こちらが今回国の定めるファイル簿ということになりますので、マニュアル処理を行っているものですか、あとは体系的なデータベースですとか、そういったものにつきましては、必ずファイル簿をつくるということになります。現在、区としての個人情報ファイル票というのはあるんですけれども、国の基準を見ると不十分な部分もありますので、その部分については発展させていくというようなことになろうかと思っております。その中で、標準の様式ということで、国から示されているものがございしますが、ファイル簿の中で、記録情報の継続的、経常的提供先ということで、日常的にも経常的に提供している相手方というのは一応書く項目はあるというようなところでございます。今分かるものはそういった情報でございます。

会長 ありがとうございます。まさにその部分で、法律は経常的な提供先という言い方をしているんですけれども、この経常的な提供先だけだと、恐らく字句どおりいくと、漏れが

出てしまう可能性が大きいので、経常的な提供先と併せて、目的外の利用先も記載することとか、そういうふうにしたほうが、区民にとっての安心感はよりあるのかなという気がいたします。その辺が条例としてどういうふうな形なのか、検討が必要かもしれませんが、少し内部で調整していただければと思いますか。

区政情報係長 1点だけ。目的外利用等々、今、確かにあるんですけども、今の案ですと、目的外の記録票ですとか、外部提供の記録票の廃止ということではさせていただいております。個人情報ファイル簿は作って公表していくということで、先ほどのようなデータベースをつくったりですとか、そういった場合に作成、公表していくということになりますので、そもそもこの部分の目的外利用の関係の記載というのがないように捉えていたという意味でございます。

会長 そうか。でも、そうすると、このままだと提供先については、区民は個人ファイル簿を見ても分からなくなってしまうということなんですかね。もしそうだとするならば、ますます提供先の記載ということを経済委員会として言うおいたほうがいいんじゃないかという気がいたしますが、あるいはそれは事務的にすごい大変なのか、その辺がちょっと分かりませんので。今までも目的外の利用先等については審議会への審議事項だったわけですので、当然ながら、区のほうでチェックはされているでしょうし、把握もされている情報かなとは思いますが、いかがでしょう。

一旦宿題にしましょうか。私が事前に質問もせずに直接言うので、御迷惑をおかけしてはいますが。

区政情報係長 この部分は宿題といいますか、大きな問題でもあるかなというところではございますので。

会長 では、この個人情報業務登録簿の作成・公表というのは、透明化というのが大きな目的で、そのために、区民が、自己情報コントロール権という言葉を使うかどうかは別として、自分の情報がどういうふうに使われているのか、誰に提供されたのかということは、特に問題がありそうな場合には分かっていたほうが良いということが前提になるわけですので、それがきちんと担保される仕組みになるかどうかというあたりについては、引き続き早急に調整させていただいて、最後の文案の部分に少し変更が必要であるならば、改めて皆様方にお示しをしたいというふうに思います。もし問題がなければ、このまま行きたいと思いますが、ちょっと一旦預らせていただければと思います。

ほかはいかがでしょう。大丈夫ですか。 では、これについては、先ほどの自己

情報コントロール権という言葉の使い方、それから今、少しお話をさせていただきました
ファイル簿登載の目的外利用先等々の記載のありようについて検討させていただいて、皆
様方にお示しをいたします。

では、6番目、よろしいでしょうか。審議会のところでは。

区政情報課長 審議会への諮問というところでございます。

「条例では、外部委託、外部提供、目的外利用等を行う際に、原則として各個別案件ご
とに事前に審議会へ諮問し、承認され次第、区は各業務を執行している。また、世田谷区
情報公開・個人情報保護審議会条例第3条では、14名以内の委員構成を定めている。

一方、改正法では、安全管理措置に関する基準が示され、これを遵守することで個人情
報の適切な管理が担保されることから、各個別案件の審議会への諮問は許容されていな
い。また、当然のことながら、改正法では、審議会委員数等の規定はない。

審議会としては、改正法第129条において『条例で定めるところにより、・・・個人情
報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である
と認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる』旨規定されてい
ることから、今後も必要に応じて審議会から意見を聴き、審議会機能を担保すべきである
と考える。

次に、『世田谷区の3つの基本方針』の3点目のとおり、これまで審議会が担ってきた
区民監視や区民監査の側面を生かし、個人情報の保護措置に係る内部管理の一環として、
引き続き、個人情報が適切に管理されるよう、内部管理として庁内のチェック体制を構築
すべきである。具体的には、現在の審議会の諮問事項の『審議のポイント』を基本とし、
改正法の趣旨と照らし合わせて詳細な基準を設定することを考えていくことが必要であ
る。そして、適切な基準となるよう審議会から意見を聴いたうえで、適切な基準を策定す
るよう強く要望する。

さらに、外部委託、外部提供、目的外利用等を行った一定（要配慮個人情報にかかる事
業）の案件については、審議会へ事後報告とし、審議会が必要と認めた場合には、事業該
当所管課から説明を聴くこととしたい。加えて、区民の自己情報コントロール権を担保す
べく、審議会へ報告した案件一覧を区のホームページで公表することを求める」、次ペ
ージに進みます。

「最後に、改正法の枠組みにおいて、これまで担ってきた審議会の位置づけが変容した
結果、審議会の機能と役割への影響が想定されるものの、審議会の委員数・構成について

は、令和5年4月1日施行の時点においては現状維持とすることが相当である。その後、令和5年度以降の審議会の審議状況を踏まえ、改めて検討を行う必要がある」、以上でございます。

会長 ありがとうございます。ここだけが多分唯一強く要望するという言葉を使っている部分だと思いますが、それも含めて、皆さん、いかがでしょうか。

委員 私も小委員会の委員の一員でしたので、できるだけこのことに関してはちょっと触れないでおこうというふうに、かなり自制的に振る舞ってきたつもりなんです。今、審議会の在り方のところでの扱いというのが、今回のいわば小委員会から審議会に上げる、また、区長からの諮問に対する答申案の基本的な考え方の根本を担ってきたのが審議会ということになるかと思しますので、そのことに関連で、今までの各項目での議論との関係で、ちょっと申し上げておきたいことがありますので、お話をさせてください。短めに、幾つかポイントを絞ってお話をさせていただきたいと思えます。

1つは、今回の法改正に伴っての区の個人情報保護条例の見直しというのが、一定の大きな法改正に伴う制約として起こってきた。そのことを前提としながら、その上で、自治体である世田谷区がどういうふうな自治体らしい振る舞い方ができるのか、そのことに関わる問題というふうに理解をしたいと思うんです。

それから、その関連で先ほどちょっと話題となった自己情報コントロール権の問題がありました。これについても、またこの審議会のところでも、これは区民の自己情報コントロール権を担保すべくというふうな表現があることもあり、これについてはちょっと一言触れておきたいと思えます。それは、先ほどコントロールという形で、虚偽の情報もいわば押し切りみたいな使われ方もあるのかもしれませんが、そもそものこの自己情報コントロール権というものが、そういう用語として定着をしてきた背景には、自らに関する情報の正確性、そしてそこにもし誤りが発見された場合には、それを開示請求によって明らかにした上で、訂正なり、あるいは場合によっては削除を求めると。そういう点では、まさに御本人の、この3つの基本方針のところにある、区民が情報主体であるという、そのことに根差して、その情報主体である区民の方々の個人情報に関する内容の正確性、そして誤ったものが流通をしないという、それをコントロールするという意味での自己情報コントロール権という意味合いだと思いますので、私はこの用語は、これは後ほど議論になるかと思えますけれども、ぜひ存置をしていただければと思えます。

それと、もともとは適正な管理と、それから適正な提供なり、あるいは外部への利用と

いうもののいわば1つの綱引きのものが今回の国の法改正の大きなテーマだったであろうというふうに理解をしています。その上で、やっぱり審議会というのがこれまで担ってきたこの3つの基本方針に象徴されるような考え方、それを貫く意味で、できる限り情報主体である区民の方々のいわば個人情報に関わる人権、その人権を尊重する、あるいはそれを支援していく、そういう役割を果たすという意味では、ここに書かれている基本的な考え方というのは非常に大事ではないかな、それをむしろ積極的に押し出しをしていくということが重要だなというふうに考えています。

そのことの関係で、よく話題となっている改正法の中で、安全管理措置に関する基準が示されたので、これが場合によってはもう個別の自治体の審議会に代替できるものだ、こういうふうな議論がよく行われるところがあったんですが、果たして、国、改正法が示した安全管理措置に関する基準というものが、審議会が担ってきた役割を代替できるものなのかどうか、いわば根本的な問題があるんですが、そのところをきちんと押さえておきたいなと。私は、結論からいけば、代替できるものではないというふうに考えている次第です。それはいわば自治体の自治行政権なり、自治立法権の問題とも関わりがありますので、そのところは、それはもちろん必要な助言なり、あるいは情報提供というのがあって、場合によってはそれに伴ってのその後の国、地方の係争処理というのが起こってくるかもしれませんが、そのことを見据えながらも、その点はここを安易に代替できるというふうな受け止め方はしない、その方向を打ち出しすることが非常に重要ではないかなというふうに思っています。

それと、ここでの大事なポイントはもちろん小委員会の中でも議論もあり、皆さん方もよく御存じだと思いますけれども、個人情報の保護措置に関わる内部管理のいわば庁内のチェック体制の構築とか、詳細な基準、これは小委員会の中でも別途きちんと議論をした上で、審議会に諮った上で決めていくという話があったかと思いますが、そういう意味では、まさにその詳細な基準を自治体、世田谷区としてこれを設定する、そういうふうなことが求められてくるのかなというふうに強く思った次第です。

それから、当然国のほうでも、国の個人情報保護委員会と各自治体の審議会との関わりの中で、これは第129条のところ、特に必要であるときには、その判断をめぐる基準の適否に関して、審議会が判断することはできるんだよというふうな法の立てつけになっているかと思いますが、そのことをむしろきちんとした形で生かすようにもしていきたいなと、そのことを申し上げておきたいと思います。

その上で、これは個別に質問を出させていただいて、個別に回答もいただいたので、ここではそのことについてあえて触れることはいたしませんけれども、恐らく個人情報保護委員会という国の委員会、これは個人情報に関するいわば法全体を一元的に所管する機関というふうに位置づけられている。そののと、自治体、世田谷区の審議会との認識のずれと申しますか、意見的な対立、取扱いをめぐる一定の齟齬というものが生じた場合のその後の扱いについて、これはやっぱり、当然審議会のこれまでの責任、機能、役割から見た場合には、そこもちょっと押さえておかなきゃいけないのかなと思っています。

なぜかという、やっぱりこの点では、今日は、今回あまり話題になっておりませんが、やっぱり国、地方の関係の係争が起こった場合、もしくは起きそうなときに、どのようにその手だてをするのかという、そのことについても、これは当然、法との関係がありますから、そのところの取扱い、それから地方自治法上の、この間の分権改革の流れを受けた到達点としての扱いの問題、そのところはやっぱり議論としても整理しておかなきゃいけないのかな。その点で、区としても、どのようにこの問題を考えていくのか、そういうことを、これは国、地方係争処理に関しては、幾つも全国では先行の事例がございますので、そういうこともらみながら、世田谷は世田谷にふさわしい在り方というものを、まさにその3つの基本方針を生かす、あるいはそれを推進するという立場から、この問題については対処していくということは大事ではないかな。

ちょっとかなり大きなテーマになってしまいましたけれども、この審議会の扱いについて、私のほうから小委員会の議論、それから今の審議会の今日の前半の議論も踏まえた上で、お話をさせていただきましたので、よろしくお取扱いをお願いしたいと思います。

会長 ありがとうございます。冒頭言われた審議会のまさに役割機能については、一番重要な部分だと思っておりますので、3つの基本方針の3点目については、可能な限りで変わらないよということを入れ込んだつもりではありますが、実質的にそれをどう守っていくかについては、今回の答申案の中で実現していければと思っております。

関連して区政情報課のほうに確認いたしますけれども、この安全管理措置については、実際には、その責任者というか、中核的な責任母体はどういうふうに位置づける予定になっていますでしょうか。

区政情報係長 ちょっと今資料を確認していますので、お時間をください。ごめんなさい。

会長 はい。たしか現在の条例では、安全管理措置のそういう責任者みたいな形はなかった

かと思えますけれども、改正法では、包括的に安全管理措置を講ずるということが決まっているだけですので、場合によっては、個人情報管理責任者みたいなものは決めておく必要があるのかもしれませんが。

区政情報係長 ありがとうございます。お待ちください。

会長 それをはっきりすると、今の委員の懸念も多少は解決するかもしれませんが、一応お聞きをしています。極論を言えば、審議会でなくても、世田谷区にきちんと行政管理、監査といいますか、監視をするチェック機能の責任者が外部にいればいいわけですので。

区政情報係長 お待たせして申し訳ございません。現在の保護管理責任者、個人情報保護条例におきましては、また規則におきましては、各課長ということで設定がなされているところでございます。

一方、改正法の場合の管理責任者はどうだというお話だと思うんですけれども、資料集のインデックスの25番、個人情報の保護に関する法律についての事務概要ガイドでございます。139ページ目、140ページ目を見ていただければと思います。139ページ目の中ごろのところ与管理体制というところがございまして、実際に区としてこれを当てはめて何にするかというのは、今後の検討にはなっただけでございますけれども、総括保護管理者を1人置くということですか、保護管理者も1人置く、続きまして、140ページに行きますと、保護担当者を1名又は複数名置くということ、また監査責任者を置くということがありますので、ここの当てはめは今後、区のほうで詳細は決めていくことになるかと思えますけれども、言えますのは、今までの個人情報保護条例よりも細かく管理者、担当者、責任者が出てくるというふうに言えるのかなとは思っております。

現状の知識でございますが、以上でございます。

会長 ありがとうございます。先ほど委員の御懸念と併せて言うと、基本的にこの管理体制については、世田谷区においてもきちんと現状でも管理責任者が置かれていて、チェック調整は区政情報課でされているというふうに理解しています。ただし、一方で、この審議会が全体的な、別に責任者ということではありませんけれども、総括的、包括的ないわゆるチェックといいたいでしょうか、監督をしていた役割があったわけですので、今後それがなくなった場合に、審議会のそういう役割がもし削減されるならば、代替りの包括的な、あるいは総括的な安全管理責任者の人がいないと、これまでに比べると、安全管理上不十分になる可能性があるのではないかということになるかと思えますので、その点、どういふふうに考えればいいのかということかと思えます。一番簡単なのは、多分、個人情報管

理責任者を置くみたいなことを条例で決めてしまって、形式的、かつ実質的な責任者が明確になっていれば一番分かりやすいのかもしれませんが、ちょっと後で御検討いただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。多分区長とかそういうのじゃなくて、もう少し実質的なものが必要じゃないかと思ひます。

委員、具体的に落とし込むとそういうことですよ。よろしいですよ。

委員 はい、結構です。

会長 あとはどんなものでしょう。下から2段落目の「さらに」の一節については、上の第5項のところの一節と同じですので、これは後ほど、引き続き検討事項というか、検討の対象にしておきたいと思ひます。

いずれにせよ、何といつても世田谷区は、皆さん御承知のとおり、今人口は92、3万ですか、100万弱あるわけで、小さい県よりはるかに大きい人口を持つ特別区ですから、当然ながら個人情報保護委員会の監督だけでは不十分な部分というのは出てくるわけで、独自にきちんと引き続きやっていく必要はあるかと思ひますので、ぜひ皆様方と知恵を出し合つて、答申の中に盛り込んでいきたいと思つております。大丈夫ですかね。

では、一旦次に進みましょう。

7の区議会の取扱いのほうにお願ひいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。では、続きまして、7、区議会の取扱いでございます。

「条例では、実施機関として、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会の6機関を定めている。一方、改正法では、地方議会は、国会と同様、法の適用対象外とされており、議会における個人情報の取扱ひは、法形式や規律の内容を含め、その自律的な対応に委ねることとしている。審議会としては、区議会で単独で、改正法の趣旨に則つた新条例を制定する方向であることを踏まえ、その考えは尊重すべきと考へる。また、区議会において、改正法の規定内容を盛り込んだ区議会の新条例を制定した場合にあつても、これまでと同様に適切に個人情報を管理・運用していくべきものと考えらる」、以上です。

会長 ありがとうございます。これは区議会も制定しなさいよということを言っているシンプルな内容ですけども、いかがでしょうか。

念のための確認ですけども、これは実施機関として、区議会だけにしていれば、これでもう大丈夫でしょうか。今回、条例の対象として区議会が外れたわけですので、外れた

という趣旨から、区議会もちゃんと作ってくださいということを行ったわけですが、これを機に、それ以外対象になっていない機関はないでしょうかという確認だけです。

区政情報係長 ありがとうございます。14ページ目ですけれども、その7の1行目のところで、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、議会ということで6機関ございまして、議会を除く5機関は今回の改正法の適用を受けてまいります。一方で、区議会は適用を受けませんが、こちらで新しい条例を制定しますので、6機関全てが、形は違う部分はあれど、全て適用されて、個人情報をも適正に管理するというふうな位置づけになってまいります。

会長 プラス現行では実施機関には入っていないけれども、本来だったら入ってもおかしくないという機関はないということによろしいですか、区の機関としては。

区政情報係長 都道府県であれば、また違う機関があったりするとは思いますが、世田谷区に関しましては6機関でございます。

会長 多分、都道府県なんかでは、病院とか、そういうのがどうしますかというのがとても議論になってはいますが、区ではないですから、大丈夫ですね。

区政情報係長 ございませんので、情報公開条例と同じように6機関でございます。

会長 ありがとうございます。では、包括的に、一番最初の3つの基本方針も含めて、皆さん方から言い残し、あるいは検討し忘れの部分がありましたら、お声を上げていただければと思います。

委員、大丈夫ですか。小委員会での議論、大体これでカバーされていますかね。

ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

それでは、この件につきましては、皆様方の御意見を踏まえて、また私も含めて宿題がちょっと出ていますので、早急に解消しまして、この答申案を更新させていただければと思います。もちろん更新したら、すぐに皆様方にお渡しして、確認をしていただくという過程を経るわけでありまして、てにをはとか、点の抜け入れとかということがあるかもしれませんし、できれば、最終的なところで言うならば、会長、副会長に御一任いただくということ、一応スケジュール感的に御了解いただいて、6月30日には答申を確定したいというふうに思っております。このスケジュール感についてとか、手続について御意見がありましたら、お受けいたしたいと思っております。そういう流れでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、まずは、皆様方とキャッチボールをしながら、なるべく早くこの答申案を確定させるということにしまして、確定した後、最終的な答申については、皆様方にすぐにお送りをするというふうに進めていければと思っております。

では、それですけれども、本件の答申案の内容及び進め方につきまして、あくまでも現時点ですけれども、現時点において当審議会としてこれで進めていくということについて、御了解いただけたということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、事務局のほう、今のまとめといいましょうか、進め方で問題はないでしょうか。確認のために御発声をお願いいたします。

区政情報課長 ただいま会長が取りまとめ、皆様の御了解をいただいたということをごらんで確認させていただきました。誠にありがとうございます。確かに我々に対する宿題もございましたし、また、全体的な部分での書き込み等を含めて、様々な御意見を頂戴して、整理をさせていただきたいと考えておりますので、引き続き、委員の皆様には御理解と御協力をいただければと考えております。会長、どうもありがとうございます。引き続きお願いいたします。

会長 では、この件はおしまいにして、最後、事務局よりその他報告をお願いいたします。

区政情報課長 ありがとうございます。委員の皆様には、本日も長時間にわたり慎重に御審議いただきまして誠にありがとうございました。感謝申し上げます。

次回の日程でございますが、本日の会議次第にも記載しておりますように、第4回の審議会は8月26日金曜日の午後2時からで、次回も恐縮ですけれども、オンラインで開催させていただきたい、このように考えております。今回は、前回の審議会、6月17日のように、個別の案件についての御審議を予定してございます。また近づいてまいりましたら、通知を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後に、法改正に伴うその状況につきましては、今後も、適宜審議会へ御報告をさせていただきたいと考えておりますので、引き続き、様々な御意見を聴かせていただきながら、我々としてもまとめていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。ありがとうございました。

会長 では、次回もオンラインになってしまいますが、よろしくお願いいたします。

また、今日も2時間を超えてしまいまして、長時間にわたって御審議いただきまして、

私からも重ねてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

では、ほかに何かありますでしょうか、大丈夫でしょうか。

3. 閉 会

会長 では、ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。どうもお疲れさまでした。